

バラスト水管理条約に関する事項

制定規則等

バラスト水管理設備規則（新規制定）
バラスト水管理設備規則検査要領（新規制定）
登録規則
鋼船規則 A 編
高速船規則
強化プラスチック船規則
登録規則細則

制定及び改正事項

バラスト水管理条約に関する事項

制定及び改正理由

1988年9月に開催されたIMO第26回海洋環境保護委員会（MEPC26）において、カナダ政府が、五大湖に紛れ込んだ外来種の生物に対する懸念を表明した。以後、IMOにおいて、バラスト水に含まれる有害海洋生物の越境移動防止について議論が重ねられ、2004年2月、環境、人の健康及び経済活動に対して有害な水生生物及び病原体の移動防止を目的とした、バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約（BWM Convention, 2004）が採択された。さらに、同条約の円滑な実施のため、バラスト水処理装置の設計等を詳細に規定する各種ガイドラインが策定されている。

また、IACSにおいては、バラスト水処理装置の搭載に際し考慮すべき安全要件の検討が行われ、搭載区画の設備要件、配管要件等を規定する統一規則M74が採択された。

同条約は、2016年9月8日に発効要件を満たし、2017年9月8日に発効したことから、今般、同条約及び関連のIMOガイドライン、IACS統一規則M74並びに本会のプラクティスを取りまとめたガイドラインに基づき、バラスト水管理設備規則を新規に制定し、関連規則も併せて改めた。

制定及び改正内容

- (1) バラスト水管理に関する設備要件及び検査要件を規定した。
- (2) 上記要件への適合が確認された船舶に対し、設備符号「BWM」を付与する旨規定した。
- (3) 外国籍船舶に対し、上記要件への適合が確認された場合に国際バラスト水管理証書を交付する旨規定した。
- (4) IMOが策定した有害水バラスト処理設備承認ガイドライン及びIACS統一規則M74に基づき、有害水バラスト処理設備の承認及び認定要領を規定した。

制定及び改正条項

バラスト水管理設備規則（新規制定）

登録規則 2.1.1

鋼船規則 A 編 1.1.1

高速船規則 1 編 1.1.1

強化プラスチック船規則 1.1.1

バラスト水管理設備規則検査要領（新規制定）

登録規則細則 3.1.2, 3.1.3, 付録 1